**ＡＩオンデマンド交通の社会実験に関する民間事業提案**

**募集要項**

**１　概要**

　　本市においては、人口減少や高齢化の進展などの人口動態の変化や、大阪・関西万博の開催や都市開発等によるインフラ整備などの社会情勢の変化等があり、今後の地域公共交通をめぐる環境の変化が見込まれています。また、大阪府・大阪市において大阪のスマートシティに向けた具体的な方向性や実践的な取り組みを示す「大阪スマートシティ戦略Ver.1.0」が策定されたところであり、その中で地域課題の解消のためスマートモビリティに取り組むとしています。

　　本市の現状としては、鉄道・バス等による公共交通ネットワークが整備されていますが、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークを維持するとともに、更なる利用サービスの向上をめざし、スマートモビリティのような新たな交通モードによってきめ細かい移動サービスを検討したいと考えています。このため、ＡＩオンデマンド交通（※）の検討を進めることとし、最先端の技術やアイデアを活用するため、民間事業者による社会実験に取り組むこととします。

　　一方、デマンド交通を乗合事業とする場合については、道路運送法の定めにより地方公共団体の長が主宰する「地域公共交通会議」で協議が調う必要があり、今回の民間事業者によるＡＩオンデマンド交通の社会実験であっても、大阪市長が主宰するこの「地域公共交通会議」での協議を必要とします。

　　以上により、大阪市がＡＩオンデマンド交通の実現可能性や事業者ニーズを把握するために事業提案を募集するものです。

　　交通事業に携わっている皆さま、これから交通事業に参画意欲のある皆さまから、社会ニーズや利用者ニーズを捉えた利便性の高い、自由かつ魅力的な事業提案をお待ちしております。

　※ＡＩオンデマンド交通

　　　　従来の定時定路線型ではなく、利用者の予約に対して、ＡＩによる最適な運行ルート、配車をリアルタイムに行う輸送サービス。

**２　募集内容（事業提案内容）**

１　 　　　事業提案内容（概要、社会実験期間、運賃設定）

２‐（1）　大阪市域内での対象区域

２‐（2）　運行態様（道路運送法に基づく路線不定期運行、区域運行の別）

２‐（3）　AIオンデマンドシステムの概要

３　 　　　提案した理由、提案実施にあたってのポイント、留意事項等

**３　本市が求める提案について**

　　ＡＩオンデマンド交通に関する事業提案において、民間事業者が持つ先端技術やアイデアが活用されることで、地域住民や利用者が実感できるかたちの「生活の質（Qol）の向上」を期待しています。

　　本事業提案について、既存の公共交通ネットワークとの連携・調和がとれ、社会実験にとどまらず、将来的に本格運行につなげることで、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワーク構築の一助となるような事業提案を求めています。

　【着眼点】

ご提案いただける対象区域において

　　・ＩＣＴ技術等の新技術による地域課題の解消につながるもの

　　・地域住民及び公共交通利用者のニーズ及び利用状況を反映した実施地域設定しているもの

　　・クリームスキミング（※）的な運用をすることなく既存の公共交通ネットワークと連携・調和されたもの　等

※クリームスキミング

　　　　公共性が高いサービスにおいて、新規事業者が既存事業者の収益の高い部分だけに参入すること。

**４　民間事業者による社会実験の進め方**

　応募された社会実験の事業提案について、「３　本市が求める提案について」の観点からの必要性や実効性を考慮し、順次「民間事業者による社会実験」として取り組んでいただくことを検討しますが、まずは、既存の交通サービスを提供している事業者との整合性を図るため、順次、事業提案された社会実験内容を公表し、既存交通事業者からの意見等を募る予定です。

そのうえで、本市が主宰する（仮称）大阪市地域公共交通会議で議論し、協議が調い次第、国の必要な手続きを経て社会実験を行っていただくことを目標とします。

　（１）事業提案募集の流れ

①　事業提案応募期間

・　令和２年８月３日（月）～８月31日（月）

　　　②　募集要項に対する質問

* （様式１）の「質問書」に必要事項を記入のうえ、令和２年８月11日（火）午後５時までに連絡先メールアドレス宛てに提出（送信前にウィルスチェックをしてください）してください。

・　令和２年８月18日（火）に、大阪市ホームページ上での回答を予定しています。

・　本件内容に関する以外の質問・意見にはお答えしません。

　　　③　事業提案書の提出

・　令和２年８月31日（月）午後５時までに提出してください。

・　提案書は（様式２）の「提案書」又は自由様式にて、連絡先メールアドレス宛てに提出（送信にウィルスチェックをしてください）又は、郵送にて提出してください。郵送いただく場合、送付部数は１部とし、提案内容を収納した電子データ（CD-R　1枚、電子データの仕様は、Microsoft PawerPoint2016,Word2016又はPDFとしてください）も同封してください。

　なお、（様式２）に加え、補足資料（自由様式）を提出していただくことも可能です。

　　　　・　必要に応じてヒアリングを実施することがあります。ヒアリングを実施する際は個別に調整させていただきます。

　　　　※　「３　本市が求める提案について」の趣旨と異なる提案については、受理しないことがあります。

　（２）公表及び事業者意見照会

　　　　・　応募された社会実験の事業提案について、提案事業者と調整のうえ順次公表し、他の交通事業者から内容に対して意見等を聴取する「事業者意見照会」を行います。他事業者から意見等があった場合は、提案事業者にお伝えし、必要な調整をしていただきます。

・　社会実験の具体化に向けて調整が済んだものについては、地域公共交通会議で協議します。

　（３）地域公共交通会議

・　案が整った提案について、本市が主宰する地域公共交通会議で協議を行います。

・　地域公共交通会議で協議が調えば、社会実験に向けて国に対し事業の許可申請が必要となります。

　　　　・　社会実験の検証結果については、地域公共交通会議で報告いただきます。

　　　　・　社会実験の継続や、本格運行される場合については協議することになります。

**事業提案スケジュール**

**事業提案の募集開始　令和２年８月３日（月）**

**質問書の受付　令和２年８月３日（月）～令和２年８月11日（火）**

募集期間

**質問に対する回答　令和２年８月18日（火）（予定）**

**提案書の提出　令和２年８月31日（月）**

**提案書の対するヒアリング　令和２年９月（予定）　必要に応じて実施**

**※**

**事業提案公表　　令和２年９月下旬（予定）**

**初**

**回**

**事業者意見照会　令和２年10月上旬～令和２年11月上旬（予定）**

事業者間調整

関係者間調整

**事業案確定**

**地域公共交通会議開催告知　令和２年11月中旬（予定）**

※具体化に向けて調整が済んだものについては、地域公共交通会議の場で協議

**（仮称）大阪市地域公共交通会議　令和２年12月頃（予定）**

**協議が調った**

**場　合**

**民間事業者による社会実験の開始**

**民間事業者による社会実験の報告**

※について、①は今年度実施予定の初回の社会実験に至る日程を記載しています。

二度目以降の社会実験を行う場合は、対象となる事業案について、随時、事業提案公表からの手続きを行うことになります。

**５　留意事項**

* 本件募集にかかる社会実験は事業者の責任で実施することとし、事業提案及び社会実験に対する一切の費用は事業者の負担とします。
* 事業提案は、実際に旅客自動車運送事業を営むことができる事業者とします。
* 本市は、地域公共交通会議を主宰しますが、関係者調整は事業者において実施いただきます。
* 本件の社会実験は、本市が主宰する地域公共交通会議で協議が調う必要があります。
* 来年度に同様の募集を行うかは、現時点では未定です。

**６　　問い合わせ先（連絡先）**

　　　担当：大阪市都市交通局　バスネットワーク企画担当（西田・河野）

　　　住所：〒530-8201　大阪市北区中之島１丁目３番20号

　　　電話：06-6208-8895　ファックス：06-6208-0008

　　　メールアドレス：eb0003@city.osaka.lg.jp